

日合商メルマガ 2019 年 JAS 構造材利用拡大事業

木材需要の拡大を図る為に、非住宅分野における利用拡大が必要とされています。構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が進んでいます。

JAS 構造材の活用に積極的な事業者を拡大し「見える化」を推進

宣言（キャッチコピー）・目標数値・他提出資料に基づき提出すると、登録され HP 上に公表

*キャッチコピー例・・JAS 構造材利用率アップ！ JAS 構造材増産宣言！ 等々

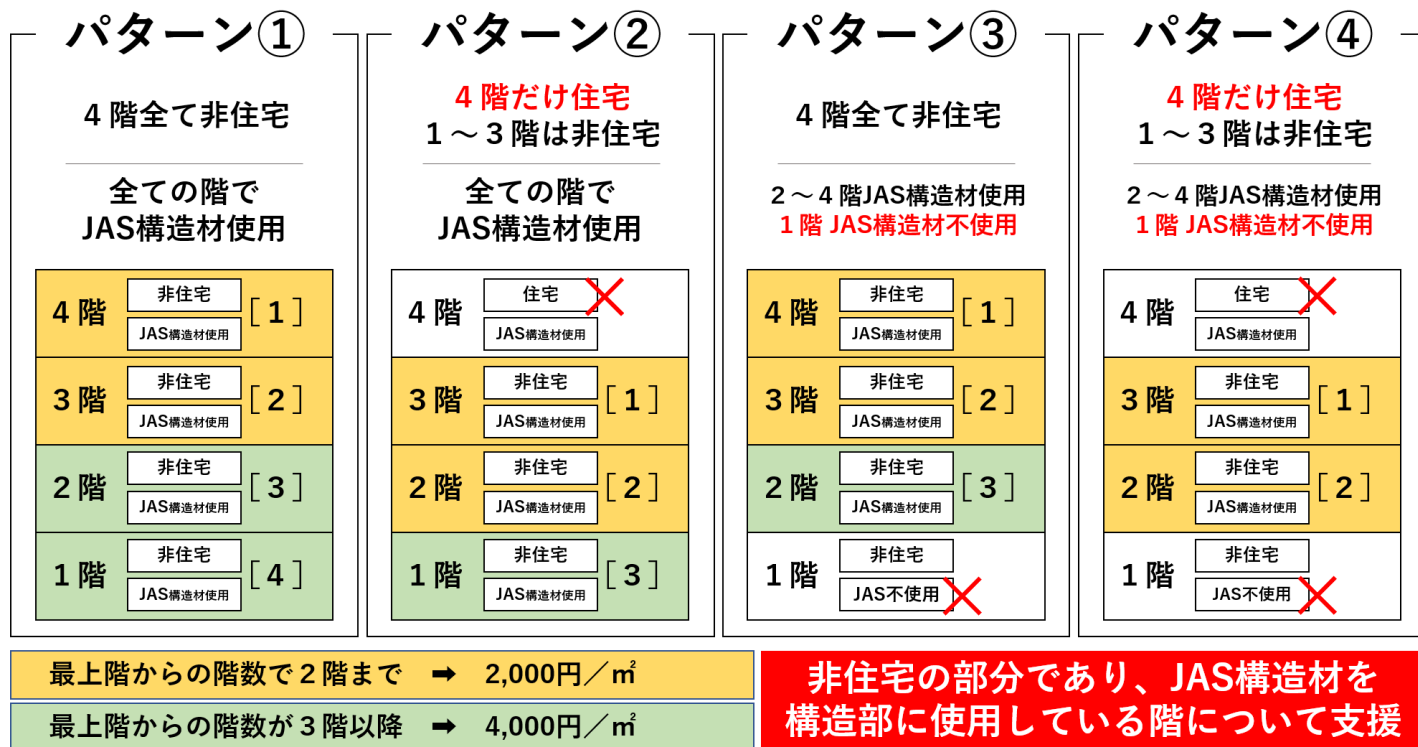
JAS 構造材活用宣言事業 募集概要	
対象者	木造非住宅建築物の施工関係者 (施主・設計者・施工者・木材関連事業者) ※昨年までに事業宣言された方の申請は不要
提出資料	・JAS 構造材活用拡大宣言登録申請書 (宣言様式 1 号) ・誓約書 (宣言様式 2 号) ・提出企業の概要がわかる資料 (株主総会資料、会社概要など) JAS 構造材活用宣言事業 こちらからダウンロード https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou1/
募集期限	2019 年 3 月 22 日～2020 年 3 月 27 日
提出先	一般社団法人 全国木材組合連合会

■ JAS 構造材個別実証支援事業 (個別実証事業者の申請の要件)

個別実証事業に申請できる者は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

1. J A S 構造材活用宣言事業で J A S 構造材活用宣言事業者登録をしている事業者
2. 事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する
3. 個別実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する
4. 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でない
5. 個別実証事業を同年度に 3 件以上申請する者にあつては、3 件目の個別実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)」に基づく登録を受けている
6. 建築確認申請、又は建築工事届において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から J A S 構造材個別実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者
7. 法人格を有する

◇JAS 構造材個別実証支援事業・・・階数の考え方



◇上限について 延べ床面積 1000 m²以上、4階以上の物件は1件あたり 3000万円
延べ床面積 1000 m²未満、4階未満の物件は1件あたり 1500万円

◇助成対象木材

助成対象木材	<p>合法伐採木材であることが証明できる林産物JAS</p> <p>① J A S 構造材</p> <p>② J A S 構造材利用量に応じたその他の J A S 林産物</p>
林産物 J A S	<p>林産物 J A S の規格</p> <p>1. 製材：機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材、その他</p> <p>2. 枠組壁工法構造用製材 及び、枠組壁工法構造用たて継ぎ材（2×4製材）</p> <p>3. 集成材</p> <p>4. 直交集成材（CLT）</p> <p>5. 単板積層材</p> <p>6. 構造用パネル</p> <p>7. 合板</p> <p>8. フローリング</p> <p>9. 接着重ね材（JAS0006）</p> <p>10. 接着合せ材（JAS0007）</p>

◇助成金算出例

機械等級製材及び目視等級製材の合計材積の20% + 2×4 製材材積 + CLT 材積の合計と同材積を上限

階数・面積	4 階建て木造軸組み工法建築物 床面積50m ² /階
用途	1 階店舗 2 - 3 階事務所 4 階住宅

			使用量	調達額	単価
助成対象木材	JAS構造材	機械等級製材 (非住宅)	20m ³	60万円	3万円/m ³
		目視等級製材 (非住宅)	10m ³	25万円	2万5千円/m ³
		(住宅)	5m ³	12万5千円	同上
	その他林産物JAS	構造用合板 (非住宅)	15m ³	30万円	2万円/m ³
		フローリング材 (非住宅)	5m ³	25万円	5万円/m ³
		(住宅)	1m ³	5万円	同上
		集成材 (非住宅)	3m ³	9万円	3万円/m ³

・床面積による算出方法

JAS構造材 1階 (4000円×50m²) +2階 (2000円×50m²) +3階 (2000円×50m²) =40万円①
 その他JAS林産物 対象材積 (20m³+10m³) ×20%=6m³
 フローリング材5m³ (25万円) と集成材1m³ (3万円) の調達費×1/2 =14万円②

算出助成額 ①40万円 + ②14万円 =54万円

・実際調達費による算出方法

JAS構造材 60万円+25万円=85万円①
 その他JAS林産物 対象材積 機械等級製材20m³+目視等級製材10m³×20%=6m³
 フローリング材5m³ (25万円) と集成材1m³ (3万円) の調達費×1/2 =14万円②

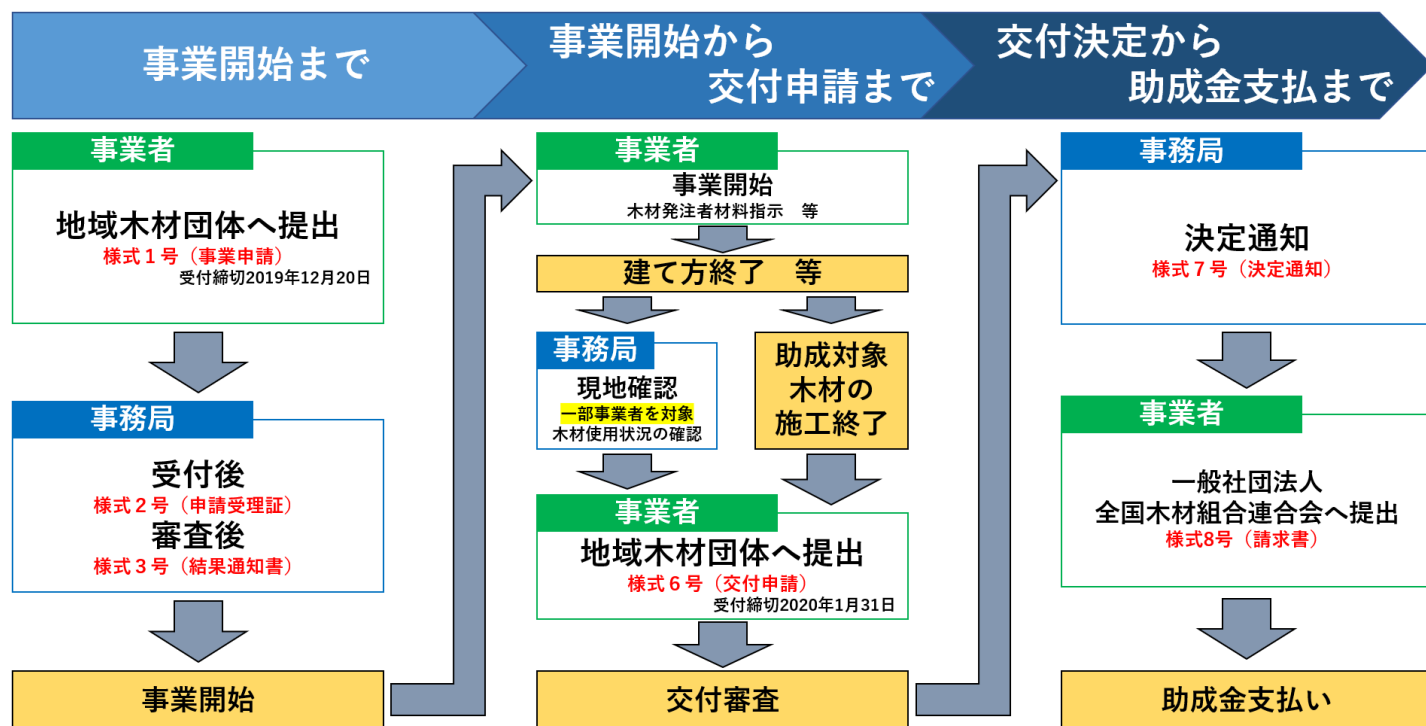
算出助成額 ①85万円 + ②14万円 =99万円

公募要領はこちら

<https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyoku2/>

◇事業のフロー図

事業開始までに、事業者は事業申請を事務局へ提出。事務局より受付・審査後、受理書・通知書の結果により事業開始。事業開始後は助成対象木材の施工終了等の後、交付申請を行う。交付審査が行われ事務局より決定通知。事業者はその後、一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付し、その後正式に助成金が支払われるという仕組みです。事業申請を行う際に提出する内容と交付申請を行う際に提出する内容は重複するものもありますが、内容に変更があった場合はその点も記載することも必要とされ、記録写真等も提出すべき内容に含まれていることを把握した状態で事業を開始しましょう。



◇事業申請について

事業申請の受付締切は2019年12月20日までに延長されました

申請先は申請する物件の住所にある地域木材団体です。

提出物は

- 1) 様式1号 JAS 構造材個別実証支援事業申請書
- 2) 林産物 JAS の予定使用量及び予定調達額がわかる資料
- 3) 建築工事届のコピーまたは建築確認申請のコピー
- 4) 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等
- 5) 助成金振込先の銀行口座情報
- 6) 申請数が3以上の事業者はクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証コピー

各申請書・届け出書はこちら → <https://www.jas-kouzouzai.jp/jigyou2/>

◇事業申請を行う建築物に使用する林産物の予定しよう亮および調達額がわかる資料の提出が必要です。

申請の際の注意点

- 1) 仕入れ先毎に分別（事業申請時は任意、交付申請時は必須）
- 2) 助成を希望する JAS 構造材、その他 JAS 林産物の記載は必須
- 3) 林産物 JAS の規格での分別は必須、サイズでの分別は任意
- 4) 加工費、運搬費が一括で計上されている場合は、材積で按分
加工費・運搬費を調達費に計上するかは任意
- 5) どの林産物 JAS を助成対象としたか判別できるようにする

林産物の詳細		サイズ			材積		調達費					助成対象
仕入れ先	詳細	長さ	幅	厚	(立米)	構成比	材料費	加工費	運搬費	合計	@立米	
東京製材 計	機械等級製材				80.00	32.7%	500,000	97,959	16,327	614,286	7,679	対象
	目視等級製材				20.00	8.2%	80,000	24,490	4,082	108,572	5,429	対象
	JAS構造材 計				100.00	40.8%		122,449	20,408			
	集成材	3,000	240	120	80.00	32.7%	600,000	97,959	16,327	714,286	8,929	対象
	集成材	3,000	120	120	30.00	12.2%	150,000	36,735	6,122	192,857	6,429	
	LVL				20.00	8.2%	400,000	24,490	4,082	428,572	21,429	対象
	合板				15.00	6.1%	60,000	18,367	3,061	81,428	5,429	
						0.0%		0	0	0	0	
	その他JAS 計				145.00	59.2%		177,551	29,592			
合計				245.00	100.0%		300,000	50,000				
埼玉建材 計	CLT				30.00	12.2%	4,500,000	3,673	1,224	4,504,897	150,163	対象
	JAS構造材 計				30.00	12.2%						
	製材				20.00	8.2%	60,000	2,449	816	63,265	3,163	
	合板				20.00	8.2%	80,000	2,449	816	83,265	4,163	
	ノンJAS 計				40.00	16.3%						
合計				70.00	28.6%		30,000	10,000				

◇交付申請

交付申請時には提出する必要がある内容が多いので注意が必要です。抜けがないように確認しましょう。

申請する先は、対象物件のある住所にある地域木材団体です

交付申請の受付締切は 2020 年 1 月 31 日までに延長されました

- 1) 様式 6 号、様式 6 号-2 JAS 構造材個別実証支援事業助成金交付申請書
- 2) 林産物 JAS の使用量及び調達額がわかる資料
- 3) 助成金の算出過程がわかる資料
- 4) **交付決定以降に材料発注がされた**ことがわかる資料・・・**発注書、材料指示書** 等
※発注請書では代用不可
- 5) 助成対象林産物 JAS の実調達費がわかる資料・・・**木拾い表・請求書・領収書** 等
- 6) 林産物 JAS であることがわかる資料
- 7) 合法伐採木材であることがわかる資料
- 8) 申請物件の助成対象となる JAS 構造材が判別可能な・・・**平面図・軸組図・梁伏せ図**
※事業申請時から変更があった場合は明記すること
- 9) 記録写真
- 10) 建築確認申請受理証のコピー
- 11) その他事務局が助成金の査定に必要な資料